堺市上下水道局物品調達契約事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上下水道局（以下「局」という。）における物品調達（修理加工及び印刷を含む。以下同じ。）契約事務の適正かつ円滑な執行を図るため、物品調達契約事務の処理について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「企業令」という。）及び堺市上下水道局契約規程（昭和５０年水道局管理規程第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（準用規定）

第２条　堺市物品調達契約事務取扱要綱（昭和５７年制定。以下「市要綱」という。）の規定は、局が物品調達契約を締結する場合について準用する。この場合において、市要綱の規定中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、市要綱第３条中「令」とあるのは「地方自治法施行令（以下「令」という。）」と、市要綱第６条中「規則」とあるのは「堺市上下水道局契約規程第３条により準用する堺市契約規則（昭和５０年規則第２７号。以下「規則」という。）」と、同条第１号中「規則第５条第３項に規定する有資格者」とあるのは「堺市上下水道局契約規程第４条第３項に規定する入札参加資格を有する者」と、市要綱第９条第３号エ中「調達課長」とあるのは「理財・会計課長」と、同号カ中「令第１６７条の２第１項第４号」とあるのは「企業令第２１条の１３第１項第４号」と、市要綱第１０条中「堺市財産規則（昭和３９年規則第６号）第５５条第１項ただし書の規定により、調達課長に購買請求を要しない物品」とあるのは「理財・会計課長に購買請求を要しない物品」と、市要綱第１１条中「令第１６７条の２」とあるのは「企業令第２１条の１３」と、市要綱第１５条中「規則第２８条第２項第３号」とあるのは「堺市上下水道局契約規程第３条第２項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

（堺市水道局物品調達指名業者選定審査委員会要綱の廃止）

２　堺市水道局物品調達指名業者選定審査委員会要綱（昭和５７年制定）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成１６年１１月２５日から施行し、この要綱による改正後の規定は、平成１６年１１月１０日以後に締結する契約から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。